

令和3年度 群馬県子ども・若者支援協議会
県・市町村青少年相談担当職員研修会



令和3年12月23日(木) 13:00~16:05
群馬県公社総合ビル ホール

令和3年度「県・市町村青少年相談担当職員研修会」次第

令和3年12月23日(木) 午後1時～
群馬県公社総合ビル ホール

1 開会

2 あいさつ 群馬県 生活こども部児童福祉・青少年課長 栗原 真由美

3 研修テーマ

困難な状況にある思春期の子ども・若者支援「社会資源の活用と支援連携の必要について」
～ 児童相談所の児童福祉司、スクールソーシャルワーカー（SSW）の実践～

困難な状況にある子ども・若者の支援では、本人や家庭が抱えている問題が複雑、多様化していることから、当事者に寄り添った切れ目ない支援の実現に向けて、支援者には既存の相談・支援機関等の社会資源の活用や民間の支援者・団体等と連携した総合的な対応が求められています。

特に、思春期（中学生～高校生）は、本人にとって心身の混乱から脱しながら心理・社会的な自立をとげて大人の仲間入りを目指していく大事な準備期間であり、学校や家庭など周りの生活・社会環境の影響を受けやすい時期でもあります。なかには問題を抱えたまま周りに相談できずに苦しんでいる場合も少なくありません。

今回の研修会では、思春期の子ども・若者支援で重要な役割を担っている児童相談所の児童福祉司とSSWの方に、社会資源としての支援の役割と実践について報告していただきます。

後半では、学校現場における「不登校・ひきこもり状態の本人や家族に対する支援での困り感」に対して、それぞれの立場でどのような支援が考えられるのかを助言するとともに、切れ間ない支援の実現に向けた連携の課題について意見交換をしていただきます。

4 研修スケジュール

時間	内容
13:10～14:10 (60分間)	<p>【事例報告】進行役 NPO法人リンクージ理事長 臨床心理士 石川京子氏</p> <p>① 児童相談所における相談援助活動 中央児童相談所 家庭支援係補佐（児童福祉司）三浦由佳氏</p> <p>② スクールソーシャルワーカーによる支援活動 中部教育事務所 スクールソーシャルワーカー 相崎ゆ美氏</p> <p><休憩> 14:10～14:25 (15分間予定)</p>
14:25～16:00	<p>【意見交換】テーマ「社会資源の活用と支援連携の必要について」</p> <p>■ 進行役 NPO法人リンクージ理事長 臨床心理士 石川京子氏</p> <p>■ 報告者 高崎市教育センター 嘴託職員（不登校対策担当） 石井敏明氏</p> <p>学校現場における「不登校・ひきこもり状態の本人や家族に対する支援での困り感」</p> <p>■ 助言者 みどりクリニック院長 医学博士 鈴木基司氏 中央児童相談所 家庭支援係補佐（児童福祉司）三浦由佳氏 スクールソーシャルワーカー 相崎ゆ美氏</p> <p>【まとめ】石川京子氏</p>

5 閉会(16:05 予定) 事務連絡（アンケート回収など）

児童相談所における 相談援助活動

群馬県中央児童相談所 家庭支援係 三浦 由佳

児童相談所とは

児童福祉法(昭和22年12月12日公布)

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づきすべての都道府県及び政令指定都市に設置されている児童福祉の専門機関です。

平成18年の児童福祉法の改正により中核市、平成28年の改正により特別区にも設置が可能となりました。

○児童相談所設置都道府県等の数(令和3年4月1日現在)

- ・都道府県 47
- ・政令指定都市 20
- ・中核市 3 (横須賀市、金沢市、明石市)
- ・特別区 4 (港区、世田谷区、荒川区、江戸川区)

計 74 (児童相談所数=225か所、一時保護所数=145か所)

群馬県の児童相談所の所在地と管轄区域



◆中央児童相談所(一時保護所定員36名)

【管轄区域】前橋市、伊勢崎市、佐波郡玉村町

〒379-2166 前橋市野中町360-1

電話:027-261-1000 FAX:027-261-7333

◆中央児童相談所北部支所(渋川保健福祉事務所内)

【管轄区域】沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡

〒377-0027 渋川市金井394

電話:0279-20-1010 FAX:0279-22-2277

◆西部児童相談所

【管轄区域】高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡

〒370-0829 高崎市高松町6

電話:027-322-2498 FAX:027-322-5602

◆東部児童相談所(一時保護所定員30名)

【管轄区域】桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

〒373-0033 太田市新木崎町369-5

電話:0276-57-6111 FAX:0276-57-6175

★こどもホットライン24（24時間365日電話相談）☆メール、LINE相談も実施

フリーダイヤル:0120-783-884 携帯電話の方:027-263-1100

児童相談所における相談内容

- 養護相談…1 虐待(身体的・心理的・性的・ネグレクト)に関する相談
- 2 保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役等により家庭での養育が困難となった児童にかかる相談、養子縁組に関する相談
- 保健相談…子どもの疾患に関する相談
- 障害相談…子どもの障害(肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、発達障害)に関する相談
- 非行相談…1 ぐ犯行為(児童の家出、浮浪、乱暴等のぐ犯行為、飲酒、喫煙等の問題行動)等の相談
- 2 触法行為(窃盗、傷害等の触法行為があったとして警察署から通告、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致)等の相談
- 育成相談…子どもの性格行動、不登校、適正、育児・しつけに関する相談

児童相談所の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 市町村に対して必要な援助を行う。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は行政処分であり、都道府県(児童相談所)のみが行うことが可能。



- ・個別の事例に関する市町村の初期対応や、支援方法、行政権限の必要性の判断も含め、市町村に対して、技術的援助や助言を行う。
- ・市町村と同様に住民からの直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応困難な事例の送致を受け、行政権限の発動も含めた専門的な支援を行う。
- ・在宅ケースに対する継続的な支援や定期的な訪問、見守り

市町村の役割

○あらゆる児童相談に応じるとともに、要保護児童の通告先となっている。

(平成17年4月1日施行)

○専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。

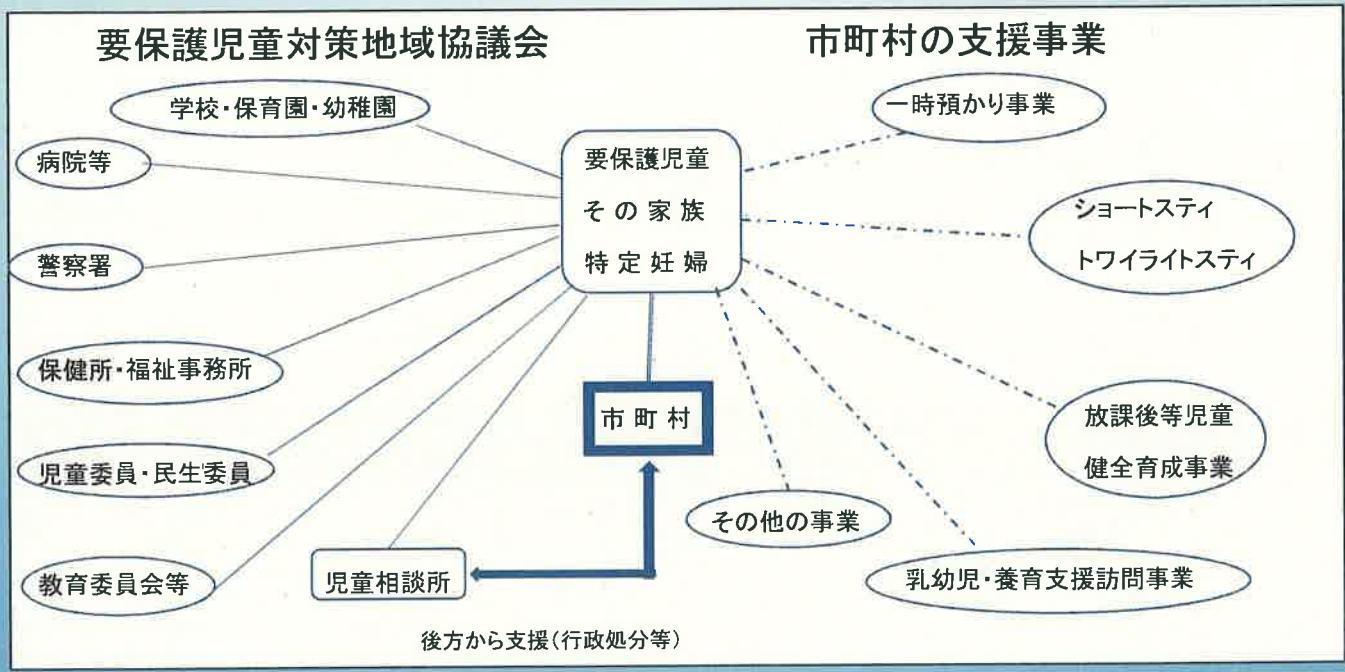


- ・市町村自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例(市町村の相談体制や社会資源を利用することで解決できる事例)への対応。
- ・重篤な事例に関する通告(相談)窓口。
- ・自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動(立入調査や一時保護、施設入所)を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等。
- ・在宅ケースに対する継続的な支援や定期的な訪問、見守り。

市町村と児童相談所の違い

	市町村	児童相談所
できること	<ul style="list-style-type: none">・行政情報の収集・子育て支援等サービスの提供・子どもの検診等・経済的な相談、障害等の相談 ほか	<ul style="list-style-type: none">・一時保護・施設入所・立入調査・親権喪失宣言等の請求 ほか
基本前提	家族・家庭支援 (市町村の住民全員の福利厚生)	児童福祉 (保護者と対立しても子どもを守る)
保護者との対立	困難 (本人・家族参加と他機関との連携による切れ目のない支援)	可能 (危機対応、危険回避のため、強制的に介入できる)
期待されること	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援(家族ぐるみ)・長期的、継続的なかかわり ほか	<ul style="list-style-type: none">・子どもの安全確保・アセスメントと支援策の提示 ほか
限界	<ul style="list-style-type: none">・家族(保護者)からかかわりを拒否された場合、対応が困難	<ul style="list-style-type: none">・長期的、継続的なかかわりは困難・強制介入は万能ではない

ネットワーク（出入り自由な緩やかな統合体）



児童相談所の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 市町村に対して必要な援助を行う。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は行政処分であり、都道府県（児童相談所）のみが行うことが可能。



児童相談所が行えるサービスって何？

どうやって、在宅ケースに対する継続的な支援や見守りをするの？

ご清聴ありがとうございました。
今後とも、児童相談所へのご理解とご協力をお願い
いたします。



スクール ソーシャルワーカー による支援活動

中部教育事務所
スクールソーシャルワーカー
巡回型・派遣型
相崎ゆ美



本日の内容

1. 自己紹介
2. (スクール) ソーシャルワーカーとは
3. スクールソーシャルワーカーの視点
4. 背景から支援を考えるとき
5. 活動内容・連携・機関
6. 連携でできること
7. おわりに

1. 自己紹介

平成30年 群馬県スクールソーシャルワーカー 巡回型

令和元年 群馬県スクールソーシャルワーカー 派遣型

令和2年 安中市スクールソーシャルワーカー

令和2年 共愛学園前橋国際大学ソーシャルワーカー

社会福祉士
精神保健福祉士

相崎 ゆ美



2. ソーシャルワーカーとは

生活上、困ったときに出会う人（職種）

病院 児童相談所 行政窓口（高齢者・障害者・児童・生活困窮など） 家庭裁判所

警察 刑務所 社会福祉協議会 施設 教育者 独立事務所 司法 DVに関する機関

学校 など

スクールソーシャルワーカー

学校



学び・成長の場所



3. スクールソーシャルワーカーの視点

エンパワメント

レジリエンス

ストレンギス

パートナーシップ



3-1 居心地よい場所で自分らしく生きるために

競争意識

緊張する場面

失敗

自信がない

活躍する場

1人1人が必要とされる

輝ける場

安心できる場

自己肯定感の低下

自己肯定感が持てる

社会生活スキルを獲得

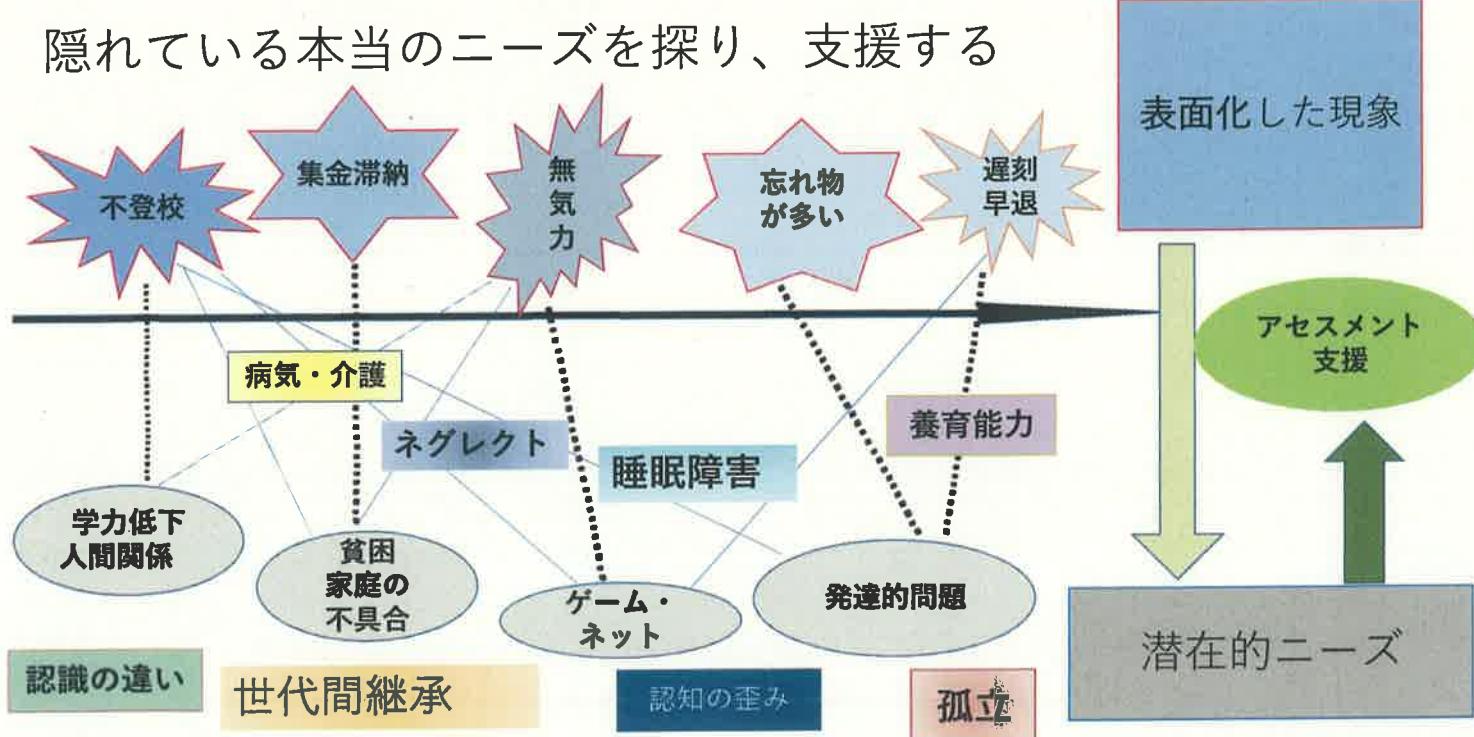


4. 困難な背景

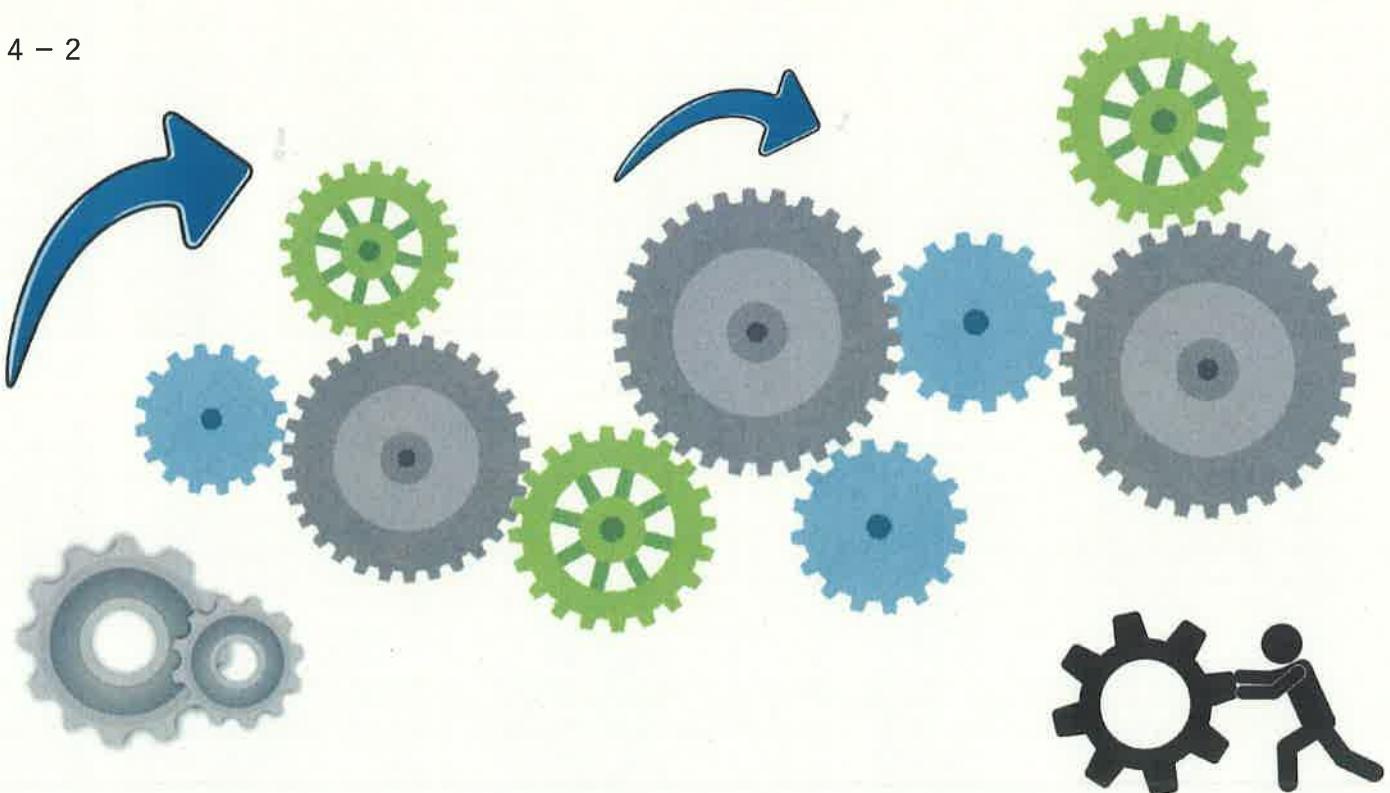
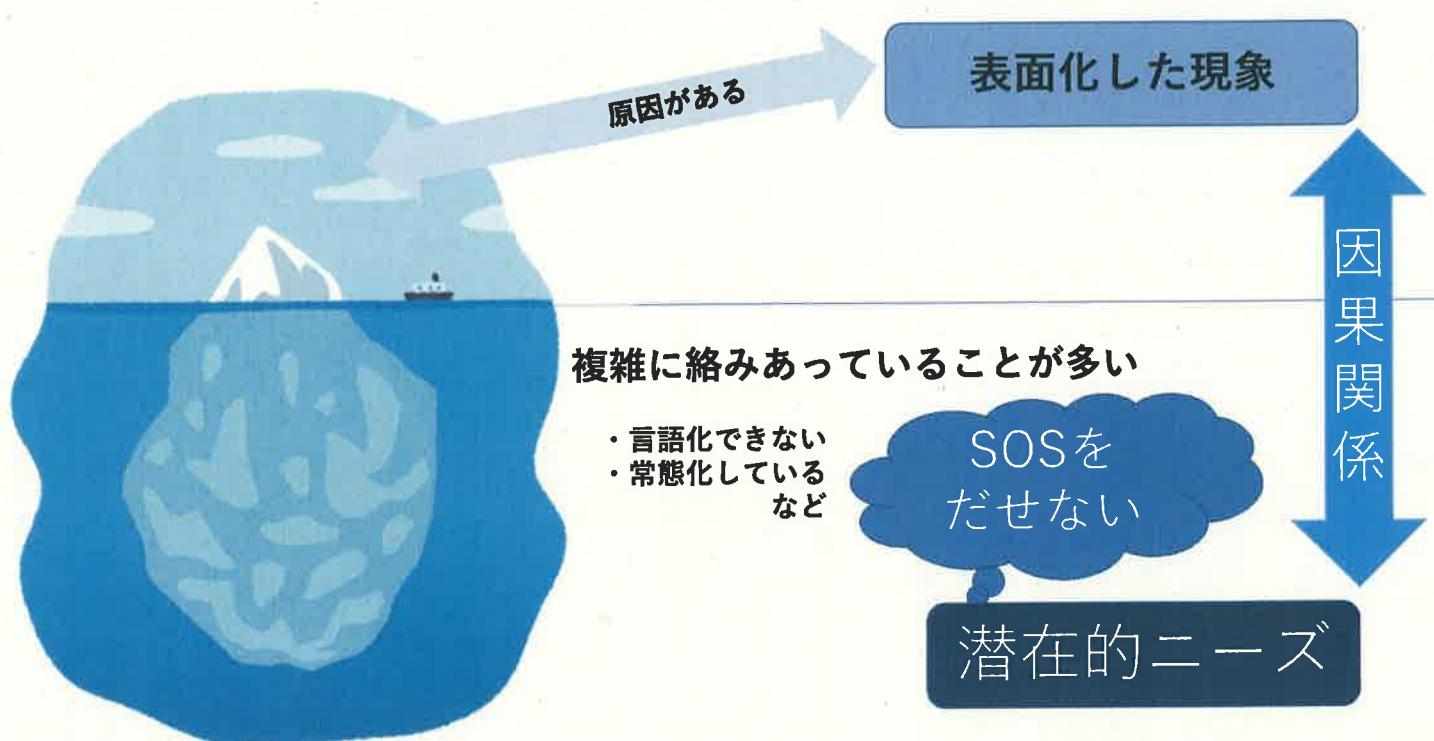


4-1. どんな支援が必要か

隠れている本当のニーズを探り、支援する



表面化した現象は、声にだせない（助けて～）



5 活動内容

他機関との連携

児童相談所 行政窓口 幼稚園・保育園 警察

医療機関 ファミリーサポート 適応指導教室

発達支援センター こころの健康センター 放課後等デイサービス

ひきこもり支援センター 子ども食堂 計画相談支援員

地域包括支援センター 基幹支援センター

法テラス（弁護士） 司法書士 訪問看護

地域定着支援センター



地域若者サポートステーション



調停委員

民生委員・児童委員

要保護児童対策地域協議会



外部機関との連絡調整

校内活動

面談

家庭訪問

児童観察

相談部会

サポート会議



6. 連携でできること

人生の行く先を視野に入れた切れ目のない支援



- ・人生のそれぞれの段階にあった重層的な支援を念頭に
- ・切れ目のない支援の展開を考えつつ
- ・人との繋がりを実感できる地域での生活

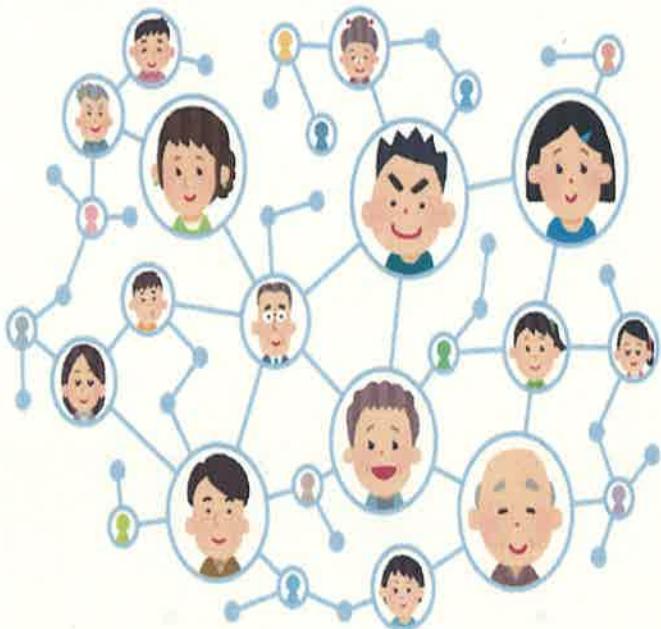
自分らしい生き方ができる

7. おわりに

教育と福祉の相互作用が自立に繋がっていく

生きづらさを抱えている人の環境を調整すること、繋がること、必要とされることなど、存在意識を肯定すること

チーム学校の一員として、スクールソーシャルワーカーが定着していくこと。専門性が發揮できるようになること。



令和3年度県・市町村青少年相談担当職員研修会

－学校現場からの報告－

「不登校・ひきもり状態の本人や家族に対する支援での困り感」

高崎市教育センター 署託職員（不登校対策担当） 石井敏明

1 はじめに「不登校を考える」

(1) 不登校の要因を考える

- ・子どもたちを取り巻く社会環境の変化
- ・家庭環境や親の価値観の変化

(2) 不登校に対する一般社会の見方

- ・親（特に母親）に対して ⇒ 甘やかし、愛情不足、しつけ不足
- ・本人に対して ⇒ わがまま、自分勝手、耐性欠如、心の病気
- ・学校に対して ⇒ 画一的な指導、適切な支援の欠如など

2 本人への支援（学校の取組）

(1) 柔軟な対応（本人に対するきめ細やかな指導）

- ・教室に入る場合 ⇒ 学級・教科担任による個別指導、学級集団への配慮
- ・教室に入れない場合 ⇒ 別室での対応、不定期、時間外の対応
- ・その他の支援 ⇒ オンライン学習、部活動

■課題（困り感）

- ・個別対応の人数が増えると登下校の把握が困難になる。
- ・別室対応では異学年の子どもが同じ場所にいるので、特性や相性の問題がある。
- ・本人の学習意欲を引き出すための手立てが複数必要になる。
- ・個別対応のための専従職員の配置が難しい。他

(2) 不登校の未然防止（本人への働きかけ）

担任だけでなく複数の職員による日常的な観察が行われており、保護者も含めて関係者で情報共有に努めている。 *手立てについては各校で工夫している

■課題（困り感） ⇒ 本人へのアプローチの難しさ

- ・早期発見の難しさ。（表情や態度に出さない子どもがいる）
例) ・自分の弱みや家庭のこと等を隠そうとする子ども
・自分は甘えてはいけないと思い込んでいる子ども
・トラウマを抱えている子ども、虐待を隠す等。
- ・登校しぶり段階での登校刺激の可否判断。
- ・起立性調節障害の診断が出たときの子どもへの対応の仕方。
- ・家庭訪問を拒否された場合、家庭の状況がつかめない。

(3) 社会資源との連携

- ・保護者の理解と協力を得て医療機関や行政機関と連携している。

例) こども発達支援センター、通級指導教室、こども救援センター、児童相談所、放課後等デイサービス等。

- ・区長、学校評議員、主任児童員、地域見守り隊等の情報共有と地域からの支援。
- ・状況に応じて、関係機関が一斉に集まってケース会議を行う。保護者も同席。
- ・G-SKY プランの活用（群馬県青少年育成事業における社会体験事業）

■課題（困り感）⇒ 社会資源につなげるには

- ・どこの機関も予約が取りづらく、必要な時にタイムリーにつながらない。
- ・早い時期につなげる必要があるって、子どもが行きたがらない。
- ・SC、SSW、こども発達支援センター等による支援が人事異動で仕切り直しになりがち。

3 保護者への働きかけ（学校の取組）

（1）傾聴と共感、情報共有と情報提供に取り組んでいる（基本姿勢）

- ・電話連絡や家庭訪問で情報の共有を図る。
子どものがんばりを褒めることから話を始める（褒める観点を母親に感じ取ってもらう）。
- ・合理的配慮について、保護者の要望と学校が対応できる範囲との整合性を図る。
- ・子どもの特性について、どの程度、どの範囲まで話をしていいのか確認する。
- ・学校との連絡の取り方について確認し合う。

■課題（困り感）⇒ 保護者との良好なコミュニケーションづくり

① 教職員

- ・保護者への傾聴と共感が足らない。困り感を感じられない。審判的な態度をとる等。
例）「あなたの子さんは母子分離ができていません。」「学校に来れば全く問題ないから家から出してください。」など

② 保護者

ア) 不安全感の強い親への対応

- ・不登校の子どものことで追い詰められる母親の苦しみ（子育てを振り返り原因究明、夫婦の軋轢、祖父母からの圧力、世間体、自らの価値観、子どもへの過剰な期待）
- ・誰に相談していいかわからない。心療内科では悩みの相談に十分な時間をとってくれない。
- ・小学校のSCは月に1回しかカウンセリングがない。
- ・子どもから得た情報と保護者からの情報とが食い違う。
- ・育て方の指摘をしても、保護者自身が育てられてきた経験値しか持ち合っていないので、関わり方がわからない。
- ・子どもの特性について夫婦で認識のずれがあり、対応の仕方が食い違う。
- ・通常学級から特別支援学級への転籍を巡る意見の食い違い。
- ・家庭で子どもから母親への暴力が行われているときの対応法は？

イ) 非協力的な親への対応

- ・子どもの不登校について無関心。
- ・学校側を否定的に捉えて話し合いの土台に乗らない。ホームスクーラーを名乗る。
- ・学校から家庭への連絡を嫌がるが、家庭から学校へ連絡をしてくれない。
- ・学校だけでなく、子ども救援センターからの家庭訪問も拒否する。
- ・親子共依存から抜け出そうとしない母親。
- ・民間の「復学支援」に依存してしまう保護者。
- ・父親に学校での子どもの実態が伝わっていない。学校から父親との接触を拒む母親。
- ・学校との出欠席連絡が苦痛に感じている家庭。

ウ) その他の問題への対応

- ・劣悪な家庭環境で、家にも居場所がない状況がある。ヤングケアラー問題。
- ・不登校になった原因が、本人もわからないケースが増えてきている。怠学との違いは？
- ・合理的配慮を要望する保護者と、施設・人員の関係で対応が困難とする学校との軋轢。
- ・経済的困窮。いつ復帰するかわからないので給食費が切れない。家にいる分の昼食代。

(2) SC、SSWとの連携

不登校・ひきこもり状態の子どもへの理解と支援について保護者の協力を得ていくため、SCによるカウンセリングやSSWによる家庭訪問と社会資源との連携を実施している。

■課題（困り感） ⇒ SC、SSWとのかかわり方

- SCの守秘義務と情報の共有とのすりあわせ。
- 保護者からの依存によるSSWの精神的な負担。

(3) 社会資源との連携

学校（教職員）としての支援の限界があるので、積極的に社会的資源を活用していくことが求められているが、保護者の理解を得てどのようにつなげていくか課題も少なくない。

- 生活困窮家庭や精神的に不安定な保護者に対して社会資源につなげている（情報提供）。

例）行政機関：社会福祉課、障害福祉課、地域包括支援センター

民間機関：通信制高校の中等部（KTCおおぞら学院、N高等学校、トライ高等学院）
フリースクール、子ども食堂、民間支援団体等

- SCによるカウンセリング、SSWによるアウトリーチのサポート。
- 市内の教育支援センターの紹介（それぞれの特色をもった8つの教室）。
- 親の会（ゆうあい友の会等）の紹介。
- 私立通信制高校の情報等を伝え、進路に希望をもたせる。
- 通級指導教室、放課後等デイサービスと連携し、情報共有と指導の連携を図る。

■課題（困り感） ⇒ 学校が関わることの限界

- 服薬しても改善がみられない場合に、セカンドオピニオンを勧めるべきか。
- 民間の社会資源（フリースクール等）の情報を伝えるときに、学校から紹介されたと受け取られてしまう。
- 学校を離れて他の支援施設を利用する場合に、出席扱いになるのかどうかの判断が求められてしまう。（市町村により扱いが異なる）
- 医療機関、SCによるカウンセリング、こども発達支援センター等での面談の数が少なすぎて、タイムリーな支援を受けられない。
- フリースクール、放課後等デイサービスの出席扱いの問題。
- 学校と社会資源とを併用する動き。

例）フリースクール、放課後等デイサービス、教育支援センター、通級指導教室

無料学習塾、通信制高校中等部、G-SKYプランの学習支援、

大学生によるオンライン個別学習支援、自宅でタブレット学習、民間の学習支援

<併用事例>

月曜日「フリースクール」

火曜日・水曜日「学校」

木曜日「通級指導教室」

金曜日「放課後等デイサービス」など

研修会 メモ用紙